

## 健康診断のご案内



### ◆◆◆ 定期健康診断のご案内 ◆◆◆

□実施日時 10月28日(月) 午前8:30~11:30 CT肺がん検査優先  
午後1:00~3:00 A健診・B健診対象  
10月29日(火) 午前8:30~11:30 胃部検査優先  
午後1:00~3:00 A健診・B健診対象

□実施場所 森本商工会館 ★ご家族(被扶養者)の特定健診が無料で受診できます。  
□申込締切 9月27日(金) ※申込書は8月会報にて送付済みです!



## マル経融資のご案内

～ 低金利・無担保・無保証人の有利な融資制度 ～

本制度は、経営を改善しようとしている小規模事業者などに「低利・無担保・無保証人」という有利な条件で、商工会の推薦により日本政策金融公庫国民生活事業が貸付を行う制度です。

### ◇ご利用いただける方

- ・常時使用する従業員数が20名以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・最近1年以上商工会・商工会議所地区内で事業を行っている方
- ・商工会・商工会議所で経営指導を原則6カ月以上受けている方
- ・税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方
- ・日本政策金融公庫の融資対象事業の事業を営んでいる方

相談無料  
秘密厳守



### ◇ご融資の条件

- ・貸付限度額 1,500万円
- ・返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
- ・金利 1.75% \*H25.8.28 現在 固定金利型

### ◇こんな時にご活用下さい!

- ・運転資金…仕入資金、手形決済資金、給与、賞与資金、諸払い資金
- ・設備資金…工場、店舗等の改装資金、機械設備購入資金、営業車両購入資金

## 労務情報

～ 事業主の皆様へ ～

### 平成25年9月分から厚生年金保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることとなっており、「平成25年9月分(同年10月納付分)から平成26年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料は次のとおり変更されます。

【現行】(平成25年8月分まで)

- ・一般の被保険者 16.766%
- ・坑内員の被保険者 17.192%

【変更後】(平成25年9月分から)

- ⇒ 17.120%
- ⇒ 17.440%



## イベントのご案内

### 第8回食とアートの交流展

今年の食とアートの交流展は、金沢市の里山や地域に在住する作家の作品の共同展示に重点を置き、期間中、作家の方々がギャラリー来店者への対応をいたします。

また、昨年好評だった1日ギャラリーと食談については会場を1か所増やし4会場で開催します。作家のギャラリートークとおいしいお食事で楽しいひと時をお過ごしください。

回	日時	場所	講師
共同展示	11月9日(土) 午前11時～ 11月17日(日) 午後9時	金沢市岩出町 イタリアンカフェぶどうの木	作家10名 程度
第1回食談	11月9日(土) 午後6時	金沢市吉原町 京武蔵別館「祥」	森山 邦彦 (陶芸家)
第2回食談	11月16日(土) 午後6時	金沢市薬師町 楽房 彩里(いろり)	魚津 水光 (染色家)
第3回食談	11月17日(日) 午後5時	金沢市深谷町 深谷温泉元湯石屋	戸出 克彦 (陶芸家)
第4回食談	11月24日(日) 午後6時	金沢市東原町 カフェレストラン 樫(かし)	吉岡 正義 (陶芸家)



## 消費税関連

### 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました!

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取り組みを行って行きます。

#### I. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為が禁止されます。対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

- ①減額・・・本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
- ②買いたたき・・・原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引き上げ前の税込価格に消費税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
- ③購入の強制・役務の利用強制・・・消費税率引き上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に不当な利益提供の強制  
ディナーショーのチケットを購入させること
- ④税抜価格での交渉の拒否・・・消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申し出を拒否すること
- ⑤報復行為・・・転嫁を拒否された事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取り扱いをすること

\* I に関する問い合わせ先: 公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471 (代表)



### 商工会では、郵便切手・印紙類の販売をしております

会員様の便宜を図り、商工会のサービス向上を目的として郵便切手類販売所を開設しております。

- 取扱商品・サービス 切手・収入印紙・郵便小包・年賀状
  - 開設時間 午前8:30～午後5:30(土・日・祝日は休止)
- 皆様のご利用をお待ちいたしております。